

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	平成機工株式会社	代表者氏名	真嶋 秀樹
主たる営業所の所在地	香川県高松市亀田町 172 番地 14		
許可番号	香川県知事許可 (般・特-2) 第 5220 号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、管、鋼、舗、しゅ、機、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 10 月 3 日	処分を行った者	香川県知事
根 拠 法 令	建設業法第 28 条第 3 項（第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容			
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。			
(注 1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 2) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 停止を命ずる期間			
令和 4 年 10 月 6 日から令和 5 年 2 月 2 日までの 120 日間			
処分の原因となった事実		公契約関係競売等妨害の罪	
平成機工株式会社の元相談役は、公契約関係競売入札妨害の罪（刑法第 96 条の 6 第 1 項）により、令和 4 年 6 月 1 日に高松地方裁判所から懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受け、同月 16 日にその刑が確定している。			
このことは、建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）に該当する。			
その他参考となる事項			